

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

記入例

年 月 日

申請者 氏名又は名称 印
住 所
代表者氏名

① 糸魚川市（水道事業者等の連携による広域開催も含む。）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日（複数受講している場合は直近の日付） ※受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。	
未受講の場合	理由をお書きください（非公表）	保安講習会等が該当になります。
公表の可否（いずれかにチェック）		
<input checked="" type="checkbox"/> 公表可		<input type="checkbox"/> 公表不可

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日等		
休業日	日曜日、祝日、年末年始12/29～1/3、お盆	
営業日	月～土曜日	
営業時間	午前8時～午後5時	
修繕対応時間	営業日の午前8時～午後5時 ※休業日や午後5時以降は要相談	
公表の可否（いずれかにチェック）		
<input checked="" type="checkbox"/> 公表可		<input type="checkbox"/> 公表不可
その他 （緊急連絡先など）	000-0000-0000（代表者携帯）	
公表の可否（いずれかにチェック）		
<input checked="" type="checkbox"/> 公表可		<input type="checkbox"/> 公表不可

漏水等修繕対応の可否

※対応している修繕にチェックを付けてください。その他欄に詳細な内容を記入することも可能です。

<input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕		
<input checked="" type="checkbox"/> 埋設部の修繕		
その他（詳細な内容）	休日、夜間等の対応についても記入可能です。	
公表の可否（いずれかにチェック）		
<input checked="" type="checkbox"/> 公表可		<input type="checkbox"/> 公表不可

対応工事種別

※対応するものすべてにチェックを付けてください。その他欄に詳細な内容を記入することも可能です。

配水管からの分岐 ～ 水道メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 新規工事	<input checked="" type="checkbox"/> 改造工事
水道メーター ～ 宅内給水装置	<input checked="" type="checkbox"/> 新規工事	<input checked="" type="checkbox"/> 改造工事
その他（詳細な内容）	対応工事は、戸建て住宅に限る。商業施設、集合住宅は不可。	
公表の可否（いずれかにチェック）		
<input checked="" type="checkbox"/> 公表可		<input type="checkbox"/> 公表不可

- ・公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ・上記の業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

【水道法施行規則 第36条】

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	実施団体名	研修名	受講年月日
姫川 太郎	給水工事振興財団	e-ラーニング	平成29年7月20日
美山 二郎	自社研修	〇〇に関する業務研修	令和2年4月15日
<p>・ e-ラーニング、現地研修会など外部研修の場合、修了証や修了年月日が明示されたもの（主任技術者証）の写しなど添付してください。</p> <p>・ 自社内研修の場合は、申出のみとし受講を証明する書類は必要ありません。</p>			
<p>受講者名を除く公表の可否 (いずれかにチェック)</p>		<input checked="" type="checkbox"/> 公表可	<input type="checkbox"/> 公表不可

- ・ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ・ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・ 自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピーしてください。

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

【水道法施行規則 第36条】

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事の施行 ※該当にチェックを付けてください。	
<input checked="" type="checkbox"/>	当該工事の施行あり(下表へ)
<input type="checkbox"/>	当該工事の施行なし

※②指定給水装置工事事業者の業務内容に記載した「対応工事種別」との整合性に注意のこと。

過去1年以内の給水装置工事の実績(過去1年以内に実績がない場合、直近の状況)を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
姫川 太郎	○	○	講習会修了者	H30
美山 二郎	○	○	検定会合格者	H30
〇〇建設 弁天 三郎	○	×		H30
・雇用関係または下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者について記入してください。 ・資格を有していなくても、経験を有していれば記入してください。				
技能を有する者の氏名を除く公表の可否 (いずれかにチェック)		<input checked="" type="checkbox"/> 公表可	<input type="checkbox"/> 公表不可	

●「保有している資格等」の欄には、以下に示す保有資格等(下線部)を記入してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた 配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する、配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の 配管科の課程の修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者
(配管技能者 講習会修了者、配管技能 検定会合格者、配管技能者 認定)

※配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能認定は、平成29年4月に「配管技能者」へ一本化。

●資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。